
フランス契約法の将来

——フランスおよびヨーロッパの視点から

ブランディエヌ・マレ＝ブリクー（リヨン第3大学教授）
野澤 正充・訳

0 はじめに

I フランス契約法改正の史的変遷と目的

- 1 民法典，とりわけ「債務法」部分の改正が新しい理念ではないこと
- 2 民法典は，契約法の「基礎」でしかなく，単なる基礎であるということ
- 3 契約法の改正に向けた，フランス政府の近年における決定

II 契約法の改正の目的

- 1 フランス民法典に矛盾のない一貫性をもたらすこと
- 2 契約法を現代化すること
- 3 フランスにおける「契約的価値」を明確にすること

III 司法省の改正草案に対する批判的なアプローチ

IV 契約法におけるヨーロッパ草案との競合

- 1 第1の考え方：「ヨーロッパ民法典」の放棄
- 2 第2の考え方：「共通参照枠組み」の熟慮
- 3 消費契約法における枠組指令（directive-cadre）の提案——
「研究室」（laboratoire d'étude）

V 結 語

0 はじめに

本稿のテーマは，おそらく野心的なものである。というのも，（検討素材の）何もない状況において，フランス契約法の将来を明らかにするというものだから

らである。もっとも、このテーマについての改正草案は、フランスとヨーロッパにおいて、相次いで公にされている。しかし、問題はなお、議論を残したままである。

したがって、本稿の目的は、フランス契約法がその将来を、現時点において、どのように考えているか、そして、その将来が、契約法の領域における国内法またはヨーロッパ法の発展を基礎とするものであることを示すことにある。ただし、この発展を採り入れる手法とその正確な内容は、いまだ不確かである。しかし、(フランス契約法が)、この領域における近年の重要な発展に基づく原則を採り入れることは、確かである。

I フランス契約法改正の史的変遷と目的

1 民法典、とりわけ「債務法」部分の改正が新しい理念ではないこと

民法典の編纂から100年後の1904年に、フランス民法学は、民法典を改正することが時宜を得たものであるか否かを検討していた。というのも、民法典がすでに実定法としては時代遅れのものとなっていたからである。すなわち、19世紀には、重要な判例と立法の展開があり、民法典の不完全性、および、成文規定を当時の法実務に適合させることの必要性が説かれていた。フランス民法典の100年を記念して書かれた有名な著作(Le livre du Centenaire)は、すでに、民法典中の、一定数の規定の改正を提案していた。

学説における同様の動きが、民法典の200周年記念に際して、すなわち、2004年の多くの記念論文集の出版によって生じた。これらの論文集は、20世紀における民法の大きな展開に光を当て、契約法、民事責任法、そして物権法の領域での、民法典の不統一性ないし不適應性を明らかにした。民法典の中でもこれらの3つの領域は、これまで大きな改正の対象となることがほとんどなく、20世紀とさらに近年においてすばらしい改正がなされた、家族法(相続法)や人事法(特に生命倫理)と異なる。

では、2010年におけるフランス契約法の状況は、どのようなものであるか？

2 民法典は、契約法の「基礎」でしかなく、単なる基礎であるということ。民法典が契約法の基礎でしかないということは、必然的に、民法においては、書かれない規定が存在するとともに、その半面、民法典は、契約法の全体を規定するには十分ではない、ということの意味するものである。なぜなら、契約法は、多くの問題点を明らかにするために不可欠な判例の展開によって発展するのみならず、民法典の外に存在する多くの法律やデクレ（政令）によって発展するものだからである。このような法律は、とりわけ消費法典の中に存在する。例えば、フランス法では、濫用条項に関する規定はすべて、消費法典に規定されている。

ここで、次の3つの点を確認しておく。

第1の確認事項は、契約に適用されうる基準の劇的な分裂が、民法典、破毀院の判例および他の法律や法典との間で生じる、ということである。

第2の確認事項は、民法典に書かれた法と現実の法が必ずしも一致しない、ということである。そして、その不一致は、次第に憂慮すべきものとなっている。というのも、法典の正当性、すなわち、法典に基礎づけられた民法の体系を選好したフランスの政治的および文化的な選択が、再検討されなければならないからである。

第3の確認事項は、1804年にナポレオンによって制定された民法典の精神が、全体的に失なわれている、ということである。なぜなら、民法典は、もはや「市民の法典」ではなく、少なくとも、債務法の部分に関しては法律家によってしか理解できない、専門家のための法典となっているからである。すなわち、法が複雑であるという一般的な傾向が存在する。そして、この傾向を打ち破ることは困難であり、いずれにせよ、1804年の民法典の精神に、すべてにおいて対応する法典を再編纂することは、無意味であろう。

3 契約法の改正に向けた、フランス政府の近年における決定

立法者は、近年になって、この状況を確認した。すなわち、民法典をそのさまざまな部分において改正するという、1904年と2004年における学説の提案の多くが、政府と議会によって承認された。

(a) 2000年以降における民法典改正作業についての明確な約束

民法改正の動きは、たとえそれが「始動の年」ではないとしても、2000年の初めにさかのぼることができよう。すなわち、その年以降に、民法典の多くの部分を根本的かつ速やかに改正する、多くの大規模な改正が行われている。例えば、2000年の証拠法改正は、証拠法に電子契約や電子署名などの新しいテクノロジーを導入した。そのほか、2001年と2006年の相続法、2004年の離婚法、2005年の嫡出法、2006年の担保法、2008年の時効法の改正などがある。

しかし、この時期には、契約法も民事責任法もまったく改正されていない。物権法も同様である。ただし、物権法の改正は、これから数年のうちに検討されなければならない。というのも、非常に「古い」法律だからであり、最近では、2009年9月に物権法の改正草案が、学者によって公にされた。

これに対して、契約法は、改正するにはデリケートな領域である。なぜなら、契約法は、伝統的な民法と取引法の境界に位置するからであり、フランス経済界のすべての者が、この領域の改正には慎重になるのである。

(b) 2004年の大統領のイニシアティブ

フランスの債務法改正のイニシアティブをとったのは、ジャック・シラク大統領であった。彼は、民法典200周年記念式典に際して、フランスの法律家に対し、契約と民事責任とから成る債務法の改正に取り組み、草案を作ることを依頼した。

(c) 特殊な立法手法

この公的な発表の後、ただちに、2つのフランスの学者グループが改正作業に取りかかった。1つは、ピエール・カタラ教授のグループであり、もう1つは、フランソワ・テレ教授のグループである。カタラ教授のグループは、2005年にその準備草案を公にし、テレ教授のグループは、2008年に、第1の準備草案に対するリアクションとして、その準備草案を公にした。

そして、司法省自らが、契約の普通法に限定された改正草案の検討を行うことを決定した。司法省は、2つの競合する準備草案、国際商事契約に関するユニドロワ原則、ヨーロッパ契約法原則の検討を行い、かつ、ヨーロッパ・レベ

ルでの「共通参照枠組み」(cadre commun de reference—後述)を検討した。そして、比較法の影響を受けつつ、その草案を作成した。すなわち、司法省は、2008年7月にその独自の草案を作成し、以後、法学界および法曹界の全体が国会での審議を待っている状況にある。したがって、フランス契約法改正の現状は、国内レベルでの、司法省草案の段階である。

契約法改正には、時間がかかる。というのも、司法省は、この数ヶ月間、契約法改正草案の内容を、さまざまな法実務家と協議してきたからである。すなわち、弁護士会(Barreau)、裁判官、銀行、公証人会、国際商工会議所(CCIP = Chambre de commerce internationale)、および、特にフランス企業代理機構(MEDEF = Mouvement de représentation des entreprises françaises)である。このことは、通常の過程ではない。なぜなら、一般的には、議会でロビー活動が行われ、その前段階において、圧力団体が政府から(協議を)要請されることはないからである。

このような手続は、確かに、契約法改正の経済的役割の重要性によって正当化される。さらに、この改正は、フランス法にとっては、別の重要な役割を担っている。すなわち、政治的な役割である。契約法の国内におけるよりよい改正は、現在のヨーロッパで行われている、「共通参照枠組み」および契約法に関するEU指令についての議論における、フランスの影響力を増大するものとなる。

では、この改正によって目指された真の目的は何か？

II 契約法の改正の目的

I フランス民法典に矛盾のない一貫性をもたらすこと

この一貫性については、次の2つの方向性が存在する。

(a) より教育的な新しいプランを導入すること——形式的な一貫性

改正草案は、「債務法」と題された、民法典第3編第3章を再編纂するものである。その第1節は、「債務の発生原因」であり、第1款が「契約」である。興味深いのはこの点である。というのも、司法省草案の目的は、この点に存す

るからである。

この第1款は、契約のライフ・ステージを示す11の項目に分かれている。

まず、契約の基礎を提示する2つの項目がある。1つは、意義であり、もう1つは、指導原理である。次いで、代理や契約の解釈のような、より一般的かつ基本的なテーマを交互に提示する、契約のさまざまな段階が規定される。具体的には、形成、当事者の代理、契約の形式、有効性、履行、効果、契約の解釈、不履行である。最後の11番目の項目は、電子契約である。

このプランは、現行の民法典よりも、より教育的である。なぜなら、時系列になっており、教義的ではないからである。さらに、これまで行われていなかった新しい細項目が、民法典において採用されている。すなわち、民法典では、代理の1つの形式である委任しか規定されていなかったが、代理の項目が規定され、また、契約の期間、交渉、申込みと承諾などがある。そのモデルとなったのは、ユニドロワ原則の規定である。

注意しなければならないのは、債務の制度と契約責任に関する項目がないことであり、これらは後に改正されるであろう。もっとも、「債務の制度」の一定の領域は、すでに規定されている。すなわち、条件、期限、第三者のためにする契約などである。このことは、残念ながら、この熟慮された手法の崩壊をもたらすものである。

契約責任の排除は、さらにより深刻である。というのも、この問題は、改正草案において検討されている契約の履行と直接に関連するものだからである。それゆえ、例えば、責任制限条項は、この草案には含まれないことになる。

(b) この10年間の判例法を民法典に含ませること——実質的な法との一貫性

民法典の内容が、そのあらゆる面で現実の法を反映するように、一定の判例法を厳格に法典化する。例えば、草案は、申込み、契約の前段階における情報提供義務、不履行の抗弁について規定を置いている。

議論のあるまたは賛成がほとんどない判例法理の補強がある。例えば、経済的強迫の容認がある。すなわち、契約の締結に際して、当事者の一方が他方の経済的な窮迫状態につけ込んだ場合に認められる。また、偶発的な詐欺も容認

されている。すなわち、詐欺を被った当事者が契約を締結したものの、異なる条件で契約した場合に認められる。

判例に反する制度も肯定されている。例えば、片務予約がある。現在の判例に反して、草案は、予約の受益者に認められた熟慮期間内において、諾約者が撤回したとしても、契約の成立が妨げられないと規定する。この草案の新しい規定により、片務予約のメカニズムは、その一貫性を有することになる。

2 契約法を現代化すること

これらの新しい規定を検討すると、それらは、新しく創設されたり、他の法システムから借用したものであることが理解できる。これが真の現代化である。

まず、フランスの立法者は、契約法がより実践的であることを望んでいる。すなわち、学説の理論は、特にこの草案には採用されていない。半面、法実務によって認められた制度が、選好的に承認されている。例えば、実務は、契約の相互依存性や枠組契約の概念を認め、これらは、改正草案においても認められている。

契約譲渡も民法典に含まれ、また、濫用条項も、草案に規定されている。この濫用条項は、現時点では、消費契約においてしか認められていない。さらに、代金額の一方的な決定、および、当事者の一方がその本質的な債務を履行しえないことが明らかである場合には、期限前であっても、契約の一方的な解除をすることができるということは、改正草案においても認められている。したがって、草案は、契約の民事的な視点よりも商事的な視点を、より採り入れている。すなわち、この改正草案の契約は、契約当事者の人的関係よりも、取引関係を重視するものである。

次に、草案は、いくつかのフランス法における大きな特色を放棄している。例えば、「原因」であり、草案では、「原因」に代わって、「利益」という新しい概念が導入されている。しかし、利益の内容は、実際には、客観的原因と非常に近い。これに対して、主観的原因は、「契約の適法性」という新しい概念によって認められる。また、「目的」の概念は、契約の「内容」という、よりアングロサクソンの概念に代わられている。

さらに、草案は、無条件に外国の実務のメカニズムを採用している。例えば、態度決定請求訴権 (action interrogatoire) がある。これは、代理契約の第三者が、代理人の権限を明らかにするために、その態度の決定を請求することができるものであり、紛争を避けることを目的としている。

以上のように、この草案においては、契約法を現代化することを可能にする3つの視点が存在する。すなわち、フランスの判例法、比較民事法、および、法実務家の意見の3つである。

3 フランスにおける「契約的価値」を明確にすること

司法省草案は、一部の学者が「ヒューマニズム」と形容する価値を含んでいる。すなわち、2008年7月の規定の冒頭に引用された、いくつかの「大原則」がそれを示している。

そして、新しいものではあるが、契約的価値を明確にする客観的なものがある。その目的は、フランス契約法の特殊性を示すことにあり、かつ、契約法がアングロサクソンのアプローチになりすぎることを拒むことにある。この問題は、現在、伝統的な民事システム (ローマ法とゲルマン法) とコモン・ローのシステムとの間に存在する競合の問題として、位置づけられなければならない。

フランス契約法の価値は、ユニドロワ原則を直接に参照した「指導原理」の中に見出すことができる。そして、ユニドロワ原則自体は、フランス法を含む、さまざまな法システムから形成されたものである。

その指導原理は、契約の自由、契約の安定性、および、契約のあらゆる段階における信義則の3つである。これらの指導原理の存在によって問題となるのは、その法的範囲はどうか、ということである。すなわち、これらの指導原理は、民法典の一定の規定の解釈のためにのみ用いられるのか。あるいは、場合によっては起こりうる、規定の欠缺を補うものか? それとも、裁判規定を越える一般的な原則なのか? 指導原理と特定の規定とが抵触した場合には、どのように解決すべきか? 改正草案は、これらの問題には全く答えていない。そして、この点を明らかにしても、さらに、これらの原則を破ることはできるかが問題

となる。

結論としては、この改正草案の目的は、一般的に、次の3つにある。

- ① 民法典の内容を、法実務と一貫性のあるものとすることによって、フランス債務法へのアクセス可能性を改善する。
- ② 判例法を成文規定として形成することによって、予測可能性を改善する。
- ③ 契約法の経済的な効用を強調する。

Ⅲ 司法省の改正草案に対する批判的なアプローチ

全体的には、改正草案が現実的な切り札である、ということを認めなければならない。例えば、草案は、民法典に、現代のかつアングロサクソンの概念である「利益の抵触」という概念を編入する。そして、フランス契約法を現代化する他の例も、前述したとおりである。

しかし、(草案には)欠点および残念な点が存在する。例えば、フランスの立法者は、その草案の中に、「不可見性の理論」を入れることを、完全に拒んでいる。契約の均衡を覆すような予測しえなかった事態が生じた場合に、裁判官に契約の内容を改訂する権限を認めることによって、当事者の債務の履行に際して、不可見性への配慮をすることが重要である。しかし、契約における裁判官の介入に対しては、多くの躊躇があり、改正草案は、この伝統を覆すには至らなかった。裁判官には、契約の経済的な均衡を判断する能力はなく、それは「契約の領域」の問題である、と考えられている。しかし、裁判官の介入を認めないことは、経済性に反する結果となりかねない。なぜなら、裁判官の介入がないならば、その契約は履行されえないものとなりうるからである。この問題については、改正草案は、あまり先進的ではない。というのも、改正草案は、(当事者があまり望まない)契約の終了を除いては、両当事者の合意なしには裁判官が何もできないという、穏和な(伝統的な)立場を採用しているからである。

同様に、草案は、ヨーロッパのいくつかの規定ではとても有名な概念を認めていない。すなわち、「質的なレジオン」(lesion qualifiée)の概念であり、これ

は、契約から生じた両債務の間に、明らかな不均衡が存在する場合に認められるものである。草案によれば、「両債務の間の均衡の欠如は、異なる法律の規定がない限り、契約の無効の原因となるものではない」とされる。

結論としては、この草案は、教育的、かつ、ヨーロッパ契約法や外国法に対して、敢然と開かれているという意味において、フランス契約法の真に先進的なものであり、深い検討がなされているといえよう。しかし、まさに契約の領域における一定のヨーロッパ草案の存在は、フランス契約法の改正と同じくヨーロッパレベルで議論されているものではあるが、フランス政府がその独自の改正草案の成立を遅らせる要因となっている。なぜなら、現時点では、ヨーロッパ法が、明らかに、ヨーロッパにおける契約法の統一という目的に向かって前進しており、これに対抗することは困難だからである。

IV 契約法におけるヨーロッパ草案との競合

すでにここ数年間、EUは、すべての加盟国に共通の契約法を整備することの適時性について検討してきた。

1 第1の考え方：「ヨーロッパ民法典」の放棄

当初は、ヨーロッパ委員会は、ヨーロッパのさまざまな研究者のグループに対して、「ヨーロッパ民法典」、または少なくとも、「ヨーロッパ債務法典」の起草の任務を委託していた。しかし、この任務は、明らかに過大である。というのも、27のEU加盟国の国内法に違いがあるからである。

もっとも、これらのグループにより、その仕事が実現され、いくつかは公刊されている。しかし、並行して、ヨーロッパにおいては、将来のヨーロッパ民法典の原則についての検討が進められている。

(ヨーロッパ民法典の)法典化に対しては、多くの反対が存在する。そして、次の2つの理由により、ヨーロッパ民法典は、幻影であるように思われる。すなわち、1つは、EU加盟国間に存在する大きな文化の違いであり、もう1つは、法的な保護のレベルにおいて、大きな違いが存在する。とりわけ、フランス、ドイツ、イギリスなどのように、200年来熟慮されてきた契約法を有する

「古い」国々と、リトアニア、ルーマニア、ポーランドなど、旧ソ連の崩壊以降に固有の国内法を構築した「若い」国々との間では、大きな違いが存在する。

2 第2の考え方：「共通参照枠組み」の熟慮

ヨーロッパ委員会は、ここ数年間はむしろ、契約の領域における「共通参照枠組み」の起草に向けて活動をしてきた。その目的は、EU内における、財産とサービスの自由な流通をもたらすことにある。その手法は、当初は、「共同体の既定の原則」を調査するものであった。すなわち、EU指令と規則に存在し、かつ、契約法に共通する基盤となりうる一定数の原則である。そして、ヨーロッパの研究者のある1つのグループが、それらの原則を探求する任務を果たした。

これらの原則が明らかにされた後、ヨーロッパ委員会は、3つの研究者のグループに、共同体の既定原則の簡素化と展開とを容易にするために、契約の領域における「共通参照枠組み」の起草を委ねた。より具体的には、契約法における共通の定義を確定し、共通の基本原則を起草し、かつ、モデル規範を確定することである。

これらの研究者グループは、現在、このプロジェクトに取り組んでいる。しかし、提起されている主要な問題は、この枠組みの正確な射程がどのようなものであるか、という点にある。ヨーロッパ委員会は、この枠組みを、「オプション的な道具」と考えているが、それには複数の意味がありうる。

1つに、契約当事者が、その契約に、共通参照枠組みの要素を挿入する可能性がある。実際に、このことは意味がある。というのも、当事者は、自らを満足させる規定のみを選択することができるからである。

もう1つに、「28番目の選択的な制度」が問題となる。すなわち、締結された契約が、完全にこの制度に服さなければならないとするものである。このことは、とりわけ、国際私法において、適用可能な規定という観点から、大きな困難を生じる。それゆえ、この問題は、大いに議論されている。

3 消費契約法における枠組指令 (directive-cadre) の提案——「研究室」(laboratoire d'étude)

EUは、平行して、契約法、より正確には、消費法に関する枠組指令 (directive-cadre) を検討している。この指令案は、2008年10月に起草された。この指令については、現在、ヨーロッパ議会が多くの関心を寄せ、短期間で実効性のあるものとなると思われるが、新たに、この指令の射程が問題として提起されている。

一方では、EUにおける消費法全体の調和が図られ、この指令が、国内法においては、何ら修正されることなく、あらゆる点で尊重されるという考えである。しかし、この道は、最近、放棄されたように思われる。

他方では、最小限でないし中程度の射程、すなわち、加盟国に、運用の余地が残されているとの考えがある。指令によって明らかにされたあらゆる規定は、強行的なものではなく、国内法において、ある程度は柔軟性を維持しようというものである。

消費法は、契約法についてのヨーロッパの参照枠組みにおける「研究室」である。この枠組指令に関して、ヨーロッパ議会がどのような調和を選好するかということは、おそらく、共通参照枠組みの射程に関する将来の選択を示すものとなるだろう。

V 結 語

フランスの契約、すなわち、消費契約、取引契約ないし民事契約に関する法律は、今後数ヶ月ないし数年の間に、重要な発展を遂げるであろう。このテーマについて、国内法を検討することは、国外、すなわち、ヨーロッパレベルでの検討と競合する。しかし、これらの検討は、相互に影響し合うものである。したがって、展開の動向は多様であり、現時点では、最終的に、どのような動向が最も早くに実現するかを知ることは不可能である。

【付 記】

本稿は、2010年5月24日に、立教大学太刀川記念館3階多目的ホールにおいて行われた講演原稿の翻訳である。